

## 令和8年度屋久島世界自然遺産地域等における森林生態系に関するモニタリング調査等委託事業に係る企画競争応募要領

### 1 総則

令和8年度屋久島世界自然遺産地域等における森林生態系に関するモニタリング調査等委託事業に係る企画競争の実施についてはこの要領に定める。

### 2 事業内容

世界自然遺産に登録された屋久島の顕著な普遍的価値を将来にわたって維持していくため、世界自然遺産地域（以下、「遺産地域」という。）の森林生態系を適切に把握し、科学的なデータに基づいた順応的管理を行っていく必要がある。

このため、平成11年度から行っている垂直分布植生調査を引き続き実施するほか、湿原における植生モニタリング調査、湿原における水の流入流出量等のモニタリング調査、保全対策実施計画書の作成、著名木の樹勢診断及び森林生態系における気候変動の影響のモニタリング調査を行い、学識経験者等の意見を聴きながら効果的な遺産地域の保護・保全に資することを目的に評価を行う。詳細は別添「令和8年度屋久島世界自然遺産地域等における森林生態系に関するモニタリング調査等委託事業仕様書」のとおりとする。

### 3 委託費の目安等

事業の予算総額は12,090,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。

### 4 委託費の対象経費

#### (1) 直接人件費

##### ① 技術者給

事業を実施するために追加的に必要となる事業（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。また、技術者給の算定等については、別添「委託事業における人件費等の適正化について」によるものとする。

##### ② 賃金

事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料の収集・整理・補助、企画等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。

#### (2) 直接経費

##### ③ 謝金

事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。

##### ④ 旅費

事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、委員会等の実施に必要な経費とする。

##### ⑤ 需用費

事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない。

ア 消耗品費

事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、燃料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

イ 印刷及び製本費

事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。

ウ 光熱水費

事業を実施するために必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。

⑥ 役務費

事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費等とする。

ア 通信運搬費

事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費

イ その他雑役務費

事業を実施するために必要となる上記ア以外の経費に係る役務の提供者に対して実働に応じた対価を支払う経費とする。

⑦ 使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。

(3) 再委託費

事業の実施に際して必要となる業務の一部を他社に請け負わせるのに必要な経費

(4) 間接経費

事業を実施するために追加的に必要となる経費で、直接経費で計上できないものの経費であり、直接経費に企画提案者が定めた率を乗じた金額とする。

(5) 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税額は 10%

## 5 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下、「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、応募する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度一般競争参加有資格名簿（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、営業品目が「調査・研究」に登録されている者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本事業と同等以上の事業実績等を有し、その実績を証明できる者であること。
- (6) 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有し、次に掲げる資格のいずれかを有する者を配置できること。

- ① 森林科学又は生物学等の科目を修めた博士又は修士
- ② 技術士（森林部門又は環境部門、かつ同部門のCPDプログラム（過去3年以内）の受講者）
- ③ 技術士（森林部門又は環境部門）又は生物分類技能検定1級（関連部門）
- ④ 林業技士（森林環境部門又は技術士補（森林部門又は環境部門）又は生物分類技能検定2級（関連部門）

## 6 事業実施期間

契約締結の日から令和9（2027年）年3月12日（金）までとする。

## 7 提出書類

- (1) 企画提案書
- (2) 経費内訳書  
事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）
- (3) 企画提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- (4) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (5) 同種事業の経験・実績が分かる資料
- (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料（基準に適合し認定されている者であることを企画提案書に記載する。）

## 8 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙様式1及び2に示された項目を記載するとともに、以下の内容が含まれるように作成すること。

- (1) 責任者の氏名及び関連する業務の知見や経験
- (2) 事業実施体制

## 9 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年4月10日（金）16時まで
- (2) 企画提案書等の提出場所及び契約条項並びに企画提案書作成等に関する問合せ先  
〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号  
九州森林管理局 計画課（5階） 自然遺産保全調整官  
電話：096-328-3613
- (4) 書類の提出部数
  - ① 企画提案書 7部
  - ② 経費内訳書 7部
  - ③ 提出者の概要（会社概要等） 7部
- (5) 提出に当たっての注意事項
  - ① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。但し最終日は16時までとする。
  - ② 郵送による提出は認める（書留郵便に限る）が、提出期限までに九州森林管理局

計画課に到着しなかった場合は無効とする。

- ③ 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ④ 提出された企画提案書等は非公開とする。
- ⑤ 企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式3）について見積書（経費内訳書含む）の提出前に確認しなければならず、見積書（経費内訳書含む）の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積書は無効とする。
- ⑦ 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
- ⑧ 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

## 10 説明会の開催

本事業に関する説明会を以下のとおり開催するものとする。

日時：令和8年3月25日（水）10時30分から

場所：〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号

九州森林管理局 4階 第1会議室

## 11 企画提案会の開催

本事業に関する企画提案会を以下のとおり開催する。

日時：令和8年4月13日（月）

場所：〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号

九州森林管理局 4階 第1会議室

- (1) 開始時間等については、有効な企画提案書等を提出した者に対して令和8年4月10日（金）17時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画提案書等の説明を行うものとする。

## 12 審査の実施

- (1) 審査は、企画審査委員会を設置し、次の審査基準に基づき、提出された企画書等の内容について行い、事業の目的に合致し優秀な企画を提出した者を選定し契約候補者とする。

### ① 審査基準

ア 事業目的は、応募要領等と照らし合わせて、適切な内容が記載されているか。

イ 事業実施内容は応募要領等照らし合わせて、適切に計画されているか。

ウ 事業の実施項目が適切に設定され、有効性・実証性を有しているか。また、各項目のデータの分析、性能の把握・確認方法は適切か。

エ 事業実施内容と照らし合わせて、スケジュールは適切に計画されているか。

オ 事業責任者が適切に設定され、事業実施体制、経費執行・管理体制は十分なものとなっているか。

カ 提案内容の経費内訳は、事業内容に応じて効率的なものとなっているか。

キ 同種事業の経験・実績からして、企画提案者は事業遂行のための能力を有しているか。

- (2) 審査結果は、企画提案書等の提出者に遅滞なく通知する。

### 13 契約の締結

支出負担行為担当官九州森林管理局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

### 14 報告書の貸与

企画競争参加希望者は、企画提案書作成の参考とするため、平成 13、18、23～30 年度、令和元～7 年度屋久島世界遺産地域等における森林生態系生態系モニタリング調査報告書、平成 28 年度屋久島森林生態系の垂直方向の植生モニタリングに関する分析評価と高層湿原の変動に関する対応策の検討調査報告書を参考として貸与を受けることができる。

- (1) 貸与場所：熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号  
九州森林管理局 計画課（5 階）
- (2) 貸与期間：公示の日から企画提案書等の提出期限までの午前 9 時～16 時  
（ただし、行政機関の休日は除く）

### 15 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等は無効とする。
- (5) 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号により免除する。
- (6) 本事業の受託者は九州森林管理局計画課に対し、事業の進捗状況を随時報告するとともに、事業の推進に当たっては、九州森林管理局計画課と十分に協議を行うこととする。
- (7) 本委託事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。

九州森林管理局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 8 年度屋久島世界自然遺産地域等における森林生態系に関する  
モニタリング調査等委託事業に係る企画提案書

- 1 事業内容（調査委託事業の具体的な提案内容等）
  - 1) 提案事業
  - 2) 事業目的
  - 3) 事業実施内容（想定している考え方、検討すべき課題等の詳細を記載すること）
  - 4) 事業の実証性（想定している実施項目、データの分析、性能の把握・確認方法等の詳細を記載すること）
  - 5) 事業実施スケジュール
  - 6) その他
- 2 事業責任者  
（事業責任者、事業実施体制、経費執行・管理の体制について記載のこと）
- 3 事業費（内訳を別紙様式 2 に記載のこと）
- 4 同種事業の経験・実績
- 5 その他
- 6 添付資料
  - （1）企画書提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
  - （2）令和 07・08・09 年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
  - （3）同種事業の経験・実績が分かる資料

(担当者) 所属部署： 氏 名： 電話/FAX： e-mail：
--

(注) 内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

## 経 費 内 訳 書

(単位：円)

区 分	予算額	備考
(1) 直接人件費		
①技術者給		
②賃金		
(2) 直接経費 (小計)		
③謝金		
④旅費		
⑤需要費 (小計)		
ア 消耗品費		
イ 印刷及び製本費		
ウ 光熱水費		
⑥役務費 (小計)		
ア 通信運搬費		
イ その他雑役務費		
⑦使用料及び賃借料		
(3) 再委託費		
(4) 間接経費		
(5) 消費税及び地方消費税		
合 計		

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書（経費内訳書含む）の提出をもって誓約します。